



# 熊本県公報

号外 第8号  
令和2年(2020年)  
3月4日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県卸売市場規則を廃止する規則…………… (流通アグリビジネス課) 1
- 熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則…………… (住宅課) 1

### 規 則

熊本県卸売市場規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第6号

熊本県卸売市場規則を廃止する規則  
熊本県卸売市場規則(昭和46年熊本県規則第73号)は、廃止する。  
附 則  
この規則は、令和2年6月21日から施行する。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第7号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則  
熊本県営住宅管理規則(平成9年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第11号中「第30条」を「第40条」に改める。  
第2条第1項第2号中「第8条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改める。  
第5条の4第3項中「連帯保証人に関する現況報告書」を「緊急連絡先に関する現況報告書」に改め、同項に後段として次のように加える。  
この場合においては、次条第2項の規定を準用する。  
第6条第2項中「連帯保証人の毎月の収入を証する書類、印鑑証明書その他知事が必要と認める書類」を「緊急連絡先に記載された者の運転免許証、旅券その他の本人であることを証明できる書類の写し」に改め、同条に次の1項を加える。  
3 第1項の請書に記載した緊急連絡先の各事項に変更が生じた場合は、緊急連絡先変更届(別記第5号の2様式)により知事に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。  
第7条第1項第1号中「別記第5号の2様式」を「別記第5号の2の2様式」に改める。  
第25条後段中「第8条第2項各号」を「第7条第2項各号」に、「第8条に」を「第7条に」に改め、「第46条第5項」の次に「(同条第1項及び第2項において読み替えて準用する条例第14条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。  
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条、第25条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

希望団地	受付番号	抽せん順位
..... 団 地		
..... 団 地		

期限付入居希望	低倍率住戸希望	受付番号	抽せん順位

熊本県知事 様

年 月 日

次のとおり、県営住宅に入居したいので、申し込みます。  
 なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。  
 (フリガナ)  
 申込者の氏名 印

現住所	郵便番号	電話	自宅
			携帯

勤務先 名称 電話番号( )

勤務先	所在地							寡婦等	年間所得金額
	フリガナ氏名	生年月日	年齢	続柄	障害等級	勤務先等			
本人		年 月 日		本人		TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
同居親族		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
別居扶養家族		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	
		年 月 日				TEL		円	

低層階及びエレベーター設置棟希望 有・無 重度障害者(車イス常用)住戸希望 有・無

問 申込者又は同居親族名義の持家がありますか。(持分がある場合も含まます。) はい・いいえ

問 現在、公営住宅にお住まいですか。 はい・いいえ  
 はいと答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。

所得控除額	同居親族	老人配偶者	扶養親族	特別障害者	障害者	寡婦(夫)		A 年間所得金額(円)
	別居扶養親族	老人扶養	16歳以上 23歳未満	1~2級等	3~6級等	27万円以上	27万円未満	
	38万円 × 人	10万円 × 人	25万円 × 人	40万円 × 人	27万円 × 人	27万円 × 人	所得額 × 人	
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	B 控除合計額(円)

(注)

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 (太線)の枠内のみ記入してください。
- 3 「寡婦等」の欄には、該当する場合「○」を記入してください。
- 4 「低倍率住戸希望」の欄には、低倍率住戸を併願される場合「○」を記入してください。
- 5 「期限付入居希望」の欄には、期限付入居制度を希望される場合「○」を記入してください。
- 6 「希望団地」の欄には、希望される団地を2つまで記入してください。
- 7 低層階及びエレベーター設置棟を希望される場合は、「有」に○をつけてください。
- 8 重度障害者(車イス常用)住戸を希望される場合は、「有」に○をつけてください。
- 9 申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。
- 10 申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

C=A-B  
円  
D=C÷12  
円

別記第3号様式及び別記第3号の2様式中「連帯保証人の連署した」を削る。  
別記第4号の6様式を次のように改める。

別記第4号の6様式(第5条の4、第7条、第25条関係)

緊急連絡先に関する現況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
住宅名 団地 棟 号  
氏名

緊急連絡先の現況について、下記のとおり報告します。

記

フリガナ		印
氏名		
現住所	(郵便番号 )	
自宅電話番号		
携帯電話番号		
入居者との関係		

備考 緊急連絡先に記載された方の運転免許証、旅券等、本人であることを証明できる書類の写しを添付してください。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第6条、第25条関係)

請 書

県 営 住 宅 団 地 名	団 地	敷金額	円
所 在 地			
棟 号	棟 号	納入日	年 月 日
家 賃 ( 1 か 月 分 )	円		

入居者は、毎月の納期限に家賃を納付します。

また、(住宅地区改良法において準用する)公営住宅法及び(住宅地区改良法施行令において準用する)公営住宅法施行令並びに熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則を遵守します。

万一家賃等を滞納した場合、家賃等の請求のため必要があるときには、緊急連絡先に記載された方へ滞納の事実を知らせることがあることについて同意します。

年 月 日

入居者 現住所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

緊 急 連 絡 先

フリガナ		印
氏 名		
現住所	(郵便番号 )	
自宅電話番号		
携帯電話番号		
入居者との関係		

備考

- 1 緊急連絡先に記載された方の運転免許証、旅券等、本人であることを証明できる書類の写しを添付してください。
- 2 入居者が届出のないまま引き続き15日以上住宅を使用していない場合や入居者と緊急に連絡を取る必要があるにもかかわらず連絡が取れない場合に、緊急連絡先に記載された方に連絡することがあります。
- 3 家賃等を滞納している場合には、緊急連絡先に記載された方を經由して家賃等を請求することがあります(緊急連絡先に記載された方へ家賃等を請求することはありません。)

別記第5号の2様式を別記第5号の2の2様式とし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号の2様式(第6条、第25条関係)

緊急連絡先変更届

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
住宅名 団地 棟 号  
氏名

下記のとおり緊急連絡先を変更しましたので届け出ます。  
なお、万一家賃等を滞納した場合、家賃等の請求のため必要があるときには、緊急連絡先に記載された方へ滞納の事実を知らせることがあることについて同意します。

記

フリガナ		印
氏名		
現住所	(郵便番号 )	
自宅電話番号		
携帯電話番号		
入居者との関係		

- 備考
- 1 緊急連絡先に記載された方の運転免許証、旅券等、本人であることを証明できる書類の写しを添付してください。
  - 2 入居者が届出のないまま引き続き15日以上住宅を使用していない場合や入居者と緊急に連絡を取る必要があるにもかかわらず連絡が取れない場合に、緊急連絡先に記載された方に連絡することがあります。
  - 3 家賃等を滞納している場合には、緊急連絡先に記載された方を經由して家賃等を請求することがあります（緊急連絡先に記載された方へ家賃等を請求することはありません。）。

別記第5号の4様式及び別記第5号の7様式中「入居者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する」を削る。  
別記第6号様式を次のように改める。



別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第11条、第25条関係)

県 営 住 宅 同 居 者 異 動 届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

届出者 住宅名 団地 棟 号

氏 名

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

異動年月日	年 月 日			
氏 名	続柄	生年月日	職 業 ・ 勤 務 先	異動の区分

備考 異動の区分欄には、出生、転出、死亡などを記載してください。



別記第23号様式(裏)中「第16条第1項」を「第16条第1項若しくは第4項」に、「第28条第2項」を「第28条第2項若しくは第4項」に、「第16条第4項」を「第16条第5項」に、「又は第29条第8項」を「若しくは第5項又は第29条第9項」に、「第9条の4」を「第9条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に熊本県営住宅条例の一部を改正する条例(令和2年熊本県条例第20号。以下「改正条例」という。)による改正前の熊本県営住宅条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項(旧条例第46条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第9条の3第2項(旧条例第46条第1項において準用する場合を含む。)の規定により入居の期間について有効期間を定められた者又は第8条第4項(旧条例第9条の3第3項(旧条例第46条第1項において準用する場合を含む。))及び第46条第1項において準用する場合を含む。が、この規則による改正後の熊本県営住宅管理規則(以下「新規則」という。)第5条の4第3項(新規則第7条第12項(新規則第25条において準用する場合を含む。))及び第25条において準用する場合を含む。の規定により有効期間の延長を受けようとする場合は、同項に規定する緊急連絡先に関する現況報告書(別記第4号の6様式)に代えて、緊急連絡先届(附則別記様式)を知事に提出しなければならない。

3 新規則第6条(新規則第25条において準用する場合を含む。))及び別記第5号様式の規定は、施行日以後に改正条例による改正後の熊本県営住宅条例(以下「新条例」という。)第6条(新条例第46条第1項において準用する場合を含む。))の規定による入居の決定を受けた者及び新条例第9条の3第1項に規定する入居の承認を受けた者に合符について適用し、施行日前に旧条例第6条(旧条例第46条第1項において準用する場合を含む。))の規定による入居の決定を受けた者及び旧条例第9条の3第1項に規定する入居の承認を受けた者については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出されておる改正前の熊本県営住宅管理規則別記第1号様式及び別記第5号の2様式による申請書その他書類は、それぞれ新規則別記第1号様式及び別記第5号の2の2様式による申請書その他書類とみなす。

附則別記様式(附則第2項関係)

緊急連絡先届

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
 住宅名 団地 棟 号  
 氏名

下記のとおり緊急連絡先を定めましたので届け出ます。  
 なお、万一家賃等を滞納した場合、家賃等の請求のため必要があるときには、緊急連絡先に記載された方へ滞納の事実を知らせることがあることについて同意します。

記

フリガナ		印
氏名		
現住所	(郵便番号 )	
自宅電話番号		
携帯電話番号		
入居者との関係		

- 備考 1 緊急連絡先に記載された方の運転免許証、旅券等、本人であることを証明できる書類の写しを添付してください。
- 2 入居者が届出のないまま引き続き15日以上住宅を使用していない場合や入居者と緊急に連絡を取る必要があるにもかかわらず連絡が取れない場合に、緊急連絡先に記載された方に連絡することがあります。
- 3 家賃等を滞納している場合には、緊急連絡先に記載された方を經由して家賃等を請求することがあります(緊急連絡先に記載された方へ家賃等を請求することはありません。)